

高知地裁 2007年6月15日

原告数 56人(原告数出所は、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編『政策形成
訴訟』2009年)

判決要旨

第1 事案の概要

本件は、残留孤児及び残留婦人（以下「中国残留邦人」という。）とその承継人である原告らが、被告において、原告ら中国残留邦人を早期に日本に帰国させる義務があるのにこれを怠り、また、日本人である原告ら中国残留邦人を外国人扱いするなどして帰国を妨害し、さらに帰国した原告らが自立した生活を営むことができるように支援すべき義務があるのにこれを怠ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、それぞれ賠償金3300万円の支払等を求めた事案である。

第2 当裁判所の判断の要旨

1 本件の争点

本件の争点は、(1)早期帰国実現義務違反の有無、(2)被告が原告らを外国人として取り扱い、入管法及び外国人登録法を適用したことについての違法の有無、(3)自立支援義務違反の有無、(4)損害、(5)原告らの請求権が除斥期間の経過により消滅したか、(6)原告らの請求権が消滅時効により消滅したか、である。

2 各争点に対する判断

(1)争点(1)(早期帰国実現義務違反の有無)について

ア 原告らは、憲法、国際法、条約、及び各種法令に基づき、被告が原告らに対し早期帰国実現義務を負っていると主張するが、被告がこれらを根拠に早期帰国実現義務を負っているとは認められない。

イ しかしながら、条理上、原告ら主張の早期帰国実現義務のうち、中国残留邦人を日本へ帰国させる義務（以下「召還義務」という。）、中国残留邦人について、日本国籍を有しているか否かを調査すべき義務（以下「国籍調査義務」という。）及び所在不明となった中国残留邦人の所在を調査し、それを明らかにすべき義務（以下「所在調査義務」という。）を、被告が原告らに対して負っていると認められる。その理由は以下のとおりである。

(ア) 召還義務

a 先行行為

証拠によれば、被告による満州への農業移民の送出しは、拓務省及びその外郭団体である満州移住協会が行った募集に応じるという形で行われていたものの、その実態は、邦人が、単なる農業移民として、自ら満州へ渡航したというよりも、被告が、関東軍の統治部による提案を受けるなどして、満州

における有事の際の国防の一翼を担わせる目的で、いわば潜在的な軍人ないしそれに準ずる者として、農業移民という名の下に邦人を満州へ送り出したものと認められる。

したがって、本件における被告の先行行為は、拓務省及びその外郭団体である満州移住協会が行った移民の募集という外形的なものにとどまると限定的に捉えるべきではなく、その実態に着目して、満州の有事の際に国防の一翼を担う者、いわば潜在的な軍人としての使命を負わせて邦人を満州へ送出したことと捉えるのが相当である。

そして、被告が直接に満州へ送出した農業移民ではなくとも、満州へ送出した後に出生した農業移民の子や、満州へ送出了れた農業移民を追って日本から満州へ渡航し、満州の地で共に生活を送ることを余儀なくされた農業移民の家族（以下、このような日本から農業移民を追って満州に渡航した農業移民の家族を「従来家族」といい、これに満州で出生した農業移民の子を併せて「従来家族ら」という。）についても、農業移民を送出すれば、必然的にそれに随伴することが当然に予想される者たちであるから、これら従来家族らに対しても、被告が、満州の有事の際に国防の一翼を担う者又はそれを支える者として満州へ送出したという先行行為があると認めるのが相当である。

さらに、大陸の花嫁として満州へ渡航した者についても、満州の有事の際に国防の一翼を担う者として被告が送出した農業移民の妻となり家庭を支えとともに、勤労奉仕隊又は軍需工場要員としての役割もまた期待されていたのであるから農業移民又は従来家族らと同様、被告が、満州の有事の際に国防の一翼を担う者又はそれを支える者として満州へ送出したという先行行為があると認めるのが相当である。

- b 前記のとおり、被告は、農業移民らを満州の有事の際に国防の一翼を担う者又はそれを支える者として、つまり情勢如何によっては、国防という被告の職務を遂行し、その過程で生命の危険に曝される事態をも甘受すべき者として、敢えて、満州へ送出したのであるから少なくとも、被告が、戦後、軍人軍属を日本国外から日本へ帰国させたのと同様に、農業移民らについても、送出行為という先行行為に対応した法的義務として日本へ帰国させる義務、すなわち召還義務が、条理上導かれるというべきである。とりわけ、本件の農業移民らのように、その遂行が予定される職務や、連れて行った場所が、その者の生命身体の安全に対して危険を伴うものであるのに、その危険について正確な情報も与えずに、民間人でありかつ公務員でもない農業移民らを、危険地域に送出したのであるから、なおさら条理上、召還義務が認められるべきである。そして、この召還義務は、先行行為の目的が消滅した時点、す

なわち、遅くとも被告がポツダム宣言を受諾して敗戦し、農業移民らを送出した意味を失った時点において、具体的に発生したというべきである。そして、従来家族ら及び大陸の花嫁のうち、前期集団引揚げ、ソ連軍地域からの集団送還、後期集団引揚げなどにより引き揚げることができなかった者がすなわち中国残留邦人であるから、被告は、日本が敗戦して以降、中国残留邦人に対して召還義務を負っていたといえる。

具体的には、被告は、中国残留邦人に対し、現在地から日本までの列車、船舶及び航空機などの輸送手段を提供して日本へ帰国させるか、又は、被告が直接にこれらの輸送手段を提供しなくとも、これに代わるものとして現在地から日本までの旅費を提供して日本へ帰国させなければならなかったものである。

なお、原告らは、原告らが中国残留邦人となった後に生じた家族（以下「新家族」という。）についても、被告が召還義務を負う旨主張するが、新家族については、事実としても被告が送出したものではないし、必ずしも被告が送出したと評価できるものでもないので、前記の先行行為から、条理上、被告が、新家族に対してまで法的な召還義務を負ったと解することはできない。

(イ) 国籍調査義務

- a 中国残留邦人が、日本に帰国する際、中華人民共和国が発行する旅券を所持し、中国国籍を保有するかの外観を呈していたことから、被告が、入管法に従って身元保証人を要求するなどの手続を行ったこと自体は、それだけを切り離して検討すれば、後記のとおり、何らかの法的義務に違反するとは認められない。

しかしながら、被告は、日本の敗戦以降、中国残留邦人について召還義務を負っていたのであるから、入管法上要求される身元保証人などが用意できなければ召還義務を履行できないという事態に至っている以上、できるだけ速やかにその障害を取り除くように努めるべきであった。そして、召還義務の履行について、入管法上、前記のような障害が生じたのは、当該中国残留邦人が、中国国籍を保有するかの外観を呈し、日本国籍を有するか否かが必ずしも明白ではなかったためであるから、逆に言えば、当該中国残留邦人について、日本国籍を有していることが判明しさえすれば、前記障害を解消することが可能であった。

- b ところで、中国残留邦人の日本国籍の有無が不明であるという事情が生じたことについては、①ソ連軍が参戦したことを契機とした混乱のさなか、農業移民らの生死や所在が不分明となり、中国残留邦人の中には、身元すら不明となった者が多数存在したことや、②敗戦後長期間が経過した中で、中国残留邦人の身上関係にも変動が生じ、日本国籍を喪失した可能性が漸増した

ことなどが起因していると認められる。このうち①の要因に関しては、被告が、種々の情報から、ソ連が近々参戦してくることを認識したのに農業移民らを避難させる方策を採らなかったばかりか、いわゆる根こそぎ動員をした結果、農業移民団には、老人、女性、子供ばかりが残ることとなったことや、被告が把握していた情報を正確に伝達せず、むしろ、錯誤に陥ることが容易に予想される内容のラジオ放送を行うなどして農業移民らが避難する機会を奪ったことによって、ソ連軍が対日戦争に参戦したことを契機とした混乱が助長されたことも関係しているといわざるを得ない。また、前記②の要因である召還義務の履行を提供するまでに敗戦後長期間が経過したことについては、被告において、中国残留邦人の所在を把握できなかったからであるところ、そもそも被告が中国残留邦人の所在を把握できなくなったことについては、前記のとおり、ソ連軍参戦を契機とした混乱を被告が助長した面がある上、戦後、所在不明の中国残留邦人の所在調査に困難を来したことについても、その重大な要因である中華人民共和国に対する被告の政策選択が、その是非はともかく影響していることも否定できない。

さらに、身元保証人を要求するなどの制約は、身元が判明しない中国残留邦人並びに身元が判明しても留守家族が帰国に同意しない中国残留邦人にとっては、帰国の途が事実上閉ざされてしまうといった極めて重大なものであって、召還義務の履行の可否が、この日本国籍を有していることを明らかにできるか否かにかかっているといても過言ではない。

してみると、入管法上は、日本国籍を有していることは、入国しようとする者が証明すべきであるとしても、中国残留邦人に対して召還義務を負い、かつその義務を履行するに際して極めて重大な障害となっている、当該中国残留邦人の日本国籍の有無が不明であるという事情が生じたことについて、少なくとも一定の関与が認められる被告としては、単に、当該中国残留邦人から、日本国籍を有しているとの証明を待つのではなく、積極的に日本国籍の有無を調査し、入管法上の制約なしに、適正かつ迅速に召還義務を履行できるように努めるべき義務を負っていると認めるのが相当である。そして、この中国残留邦人について、日本国籍を有しているか否かを調査すべき義務、すなわち国籍調査義務は、一義的であって、これを履行することが、召還義務を履行するに際し、入管法上の制約が課されるか否かなど、その召還手続内容を確定するためには不可欠の義務であるから、かかる国籍調査義務は、召還義務に付随する法的義務と解すべきである。

かかる国籍調査義務は、昭和47年9月29日に被告と中華人民共和国との間の国交が正常化したことに伴って、中華人民共和国の旅券を所持して入国する中国残留邦人が現れたことから、被告が入管法を適用して身元保証人を

要求するようになったことに照応して認められる義務であるので、この義務が問題となるのは、被告が、中華人民共和国の国籍を有する外観を持った中国残留邦人に対して、入管法を適用して身元保証人を要求するようになった昭和48年10月6日以降である。

- c. なお、中国残留邦人に対する召還義務を画餅に帰さないために、新家族の処遇について配慮すべき義務も考えられるところであるが、そもそも、新家族の範囲が必ずしも明確ではなく、また、採るべき処遇の内容も一義的に定まるものではないから、被告が新家族の処遇について配慮すべきことを、法的義務として認めることはできない。

(ウ) 所在調査義務

召還義務を履行するためには、その前提として、被告が中国残留邦人の所在を認識していることが不可欠であるから、召還義務の前提として、被告に中国残留邦人の所在を調査する義務があるのか検討する。

前記のとおり、中国残留邦人の所在が不明となった直接の原因はソ連軍参戦を契機として生じた混乱であるが、被告は、根こそぎ動員を行って農業移民団を老人、女性及び子供ばかりに弱体化させていることを認識しているにもかかわらず、ソ連軍が近々侵攻してくることが予想された情勢であり、かつ、そのような情勢であることの情報を獲得していながら、その情報を、農業移民らに正確に伝達することをしないばかりか、敢えて、錯誤に陥ることが容易に予想される内容のラジオ放送を行って、弱体化した農業移民団が避難する機会を奪っているのであって、かかる被告の一連の行為がなければ、中国残留邦人の所在が不明となることもなかった可能性も否定できず、少なくとも、その混乱を助長したことは間違いないといわなければならない。

これらの被告の一連の行為について、当時の世界情勢及び日本の置かれた状況からすると、その是非を法的に問うことは困難ではあるが、所在不明という事態を惹起したことに寄与したこれらの先行行為に対応して、被告は、条理上、所在が不明となった中国残留邦人の所在を調査し、その所在を明らかにすべき法的義務、すなわち所在調査義務を負ったと認めることができる。

- ウ そこで、以下、前記各義務の違反があるか否かを検討する。

(ア) 召還義務違反の有無

被告は、昭和27年3月1日、中国残留邦人が個別に引き揚げる際に、出境地から日本までに要する船運賃を国庫負担とすることとし、昭和37年6月1日からは、現在地から日本までの旅費を提供することとした。

このように輸送手段の提供又は旅費の提供の観点からすれば、現在地から日本までの旅費を提供していない以上、昭和37年6月1日までは、被告が中国残留邦人に対して負う召還義務を果たしたとはいえず、違法である。

また、平成5年12月までは、旅費の申請手続を、中国残留邦人ではなく、留守家族が行うものとしていたもので、平成5年12月までの間については、提供の方法という観点からも違法である。

したがって、被告が、昭和37年6月1日までの間、現在地から出境地までの旅費を提供していなかった点、及び、平成5年12月までの間、留守家族を通じて旅費の申請をさせ、中国残留邦人が旅費の申請をできるように講じなかった点において、被告は、中国残留邦人に対し、召還義務を果たしておらず、違法である。

(イ) 国籍調査義務違反の有無

被告は、召還義務に付随する国籍調査義務として、昭和48年10月6日以降、ある者が中国残留邦人であると認識したときから、その者が、日本国籍を有するか否かを調査しなければならなかったが、被告は、そのような調査をしたこともなければ、そのような制度を構想し、構築することは全くなく、むしろ、昭和48年10月6日には、帰国しようとする中国残留邦人について査証を行うこととし、その前提として留守家族が中国残留邦人の身元保証人となることを要求し、昭和50年11月22日には、中国残留邦人に対し、帰国時にいったん外国人登録をさせ、その後の調査により日本国籍を有することが判明した時点で外国人登録の無効措置をとるという運用を行うなど、日本への召還時に、中国残留邦人を外国人として取り扱う方針を固めてしまったのであり、中国残留邦人に対して負う国籍調査義務を果たしたとは到底いえず、違法である。

(ウ) 所在調査義務違反の有無

被告は、所在調査として、国内においては、満州からの帰還者や留守家族など所在不明となった中国残留邦人の所在について情報を有すると思われる者からその情報を収集し、国外においては、満州地域を実行支配下に置く中華人民共和国の立場を尊重する必要があるから、中華人民共和国内で被告が主体となって中国残留邦人の所在調査を行うことは不可能である以上、基本的に、外交交渉を通じて、中華人民共和国に対して所在不明となった中国残留邦人の所在が明らかになるように調査を依頼すべきであったと解される。

この点、被告は、国内においては、種々の方法で所在に関する情報収集等、所在調査を行い、国外も可能な範囲で所在調査を行ってきたと認められるので、被告に所在調査義務違反はない。

エ 原告ら各自の帰国の遅延と召還義務違反又は国籍調査義務違反との因果関係

前記のとおり、被告には召還義務違反及び国籍調査義務違反があるが、これらの義務違反により帰国が遅延したというためには、これら義務違反と原告らの帰国が遅延したこととの間に相当因果関係が認められなければならない。

まず、国籍調査義務違反と原告ら各自の帰国の遅延との間に相当因果関係があ

ると認められるためには、被告が原告らが中国残留邦人であると認識したときに予め国籍を調査していれば、実際に帰国した時期よりも早期に帰国できた、すなわち、原告らが、身元保証人、身元引受人等を探し又はこれらに必要な書類を備えなければならぬなど、入管法上外国人として扱われたがために、被告が原告らが中国残留邦人であることやその所在などを把握してから実際に帰国するまでの期間が、原告らが実際に帰国してから日本国籍を有することが判明するまでの期間を超えていると認められる場合に、国籍調査義務違反と帰国の遅延との間に相当因果関係があるといえる。

次に、召還義務違反と帰国の遅延との間に相当因果関係があるというには、昭和33年7月から平成5年12月までの間について、中国残留邦人本人による旅費の申請を被告が認めていれば早期に帰国できた、又は昭和37年6月1日までの間について、現在地から出境地までの旅費を被告が給付していれば早期に帰国できたといえなければならない。すなわち、原告らが昭和33年7月から平成5年12月までの間に自らが旅費の申請ができなかったがために帰国が遅延した、又は昭和37年6月1日までの間に現在地から出境地までの旅費がなかったがために帰国が遅延したと認められる場合に、召還義務違反と帰国の遅延との間に相当因果関係があるといえる。

証拠及び弁論の全趣旨から認定される各人の帰国に至る経緯等に鑑みれば、原告らのうち17名については、被告の国籍確認義務違反により帰国が遅延したものと認められる一方、その余の原告らについては、被告の国籍確認義務違反により帰国が遅延したものとは認められず、また、すべての原告らについて被告の召還義務違反により帰国が遅延したものとは認められない。

(2)争点(2)(被告が原告らを外国人として取り扱い、入管法及び外国人登録法を適用したことについての違法の有無)について

外国人が入国の自由を有さず、外国人の入国の許否が被告の自由裁量に委ねられていることからすれば、日本国籍を有するか否か不明な者を外国人として取り扱う被告の運用が不合理であるとはいえないので、被告が、後に日本国籍を有することが判明する中国残留邦人に対して、帰国する際に、身元保証を要求するなど入管法上外国人としての取扱いを行い、また、帰国後には、外国人登録法により外国人登録させたことをもって、直ちに違法であるとはいえない。

他方で、前記のとおり、被告に、国籍調査義務を尽くさなかった違法があり、被告が国籍調査義務を尽くしていれば、中国残留邦人が帰国する際に、既に日本国籍を有することが判明していたといえる場合、すなわち、被告が中国残留邦人である原告らの所在を把握してから、原告らが実際に帰国するまでの期間が、原告らが実際に帰国してから日本国籍を有することが判明するまでの期間を超えている場合においては、原告らは、被告が国籍調査義務を怠ったがために、入管法及び外国人登録法上外国人

として取り扱われたといえるのであるから、被告が、国籍調査義務を負う中国残留邦人に対して、入管法及び外国人登録法を形式的に適用したことは違法である。

そして、証拠及び弁論の全趣旨から認定される原告ら各自についての、被告がその所在を把握してから実際に帰国するまでの期間及び実際に帰国してから日本国籍を有することが判明するまでの期間に鑑みれば、原告らのうち 41 名に対して、その帰国する際又は帰国後に、被告が、入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱ったことは違法である。そして、これらの原告らは、かかる違法により、日本国籍を有していながら外国人として取り扱われ、精神的苦痛を被ったといえる。

他方、被告は、その余の原告らに対して、その帰国時に、違法に、入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱ったとはいえない。

(3) 争点(3) (自立支援義務違反の有無) について

原告らは、憲法、国際法、条約、自立支援法に基づいて、被告が原告らに対して自立支援義務を負っていると主張するが、これらに基づいて被告が自立支援義務を負うとは認められない。

また、原告らは、被告が、条理により、原告らに対し自立支援義務を負っていると主張するが、そもそも原告らの主張する「普通の日本人として人間らしく生きる権利」は、いかなる根拠に基づいて発生する、いかなる権利であり、いかなる内実を持ったもので、いかなる行為により侵害され得るものなのか、甚だ曖昧かつ漠然とした概念であるといわざるを得ず、それ自体を法的権利と把握するのは著しく困難である。この点をさておいても、原告らが自立支援義務とするものは、召還義務違反、国籍調査義務違反によって惹起された結果から原状への回復を求める方途を列挙しているものと解されるが、法は、原状回復するための救済手段として、不法行為に基づく損害賠償を認めるに際しては、金銭賠償によることを原則とする旨定め(国家賠償法4条、民法722条1項、417条)、かつ、その例外となる場合をもあえて明示していることからすれば(民法723条)、何らかの違法行為によって引き起こされた損害の回復は原則として金銭賠償によって図られるべきであって、原状回復の遅滞自体が当然に新たな作為義務違反による別途の不法行為を構成するというものではない。なお、仮に、原告らの主張する義務が、原状回復義務に限られず、結果回避義務、すなわち、永住帰国時に既に侵害された「普通の日本人として人間らしく生きる権利」と称する何らかの法的利益の回復を求めるのではなく、それとは別に、その後現時点で何らかの法的利益が侵害される危険にさらされていて、これを回避すべく、何らかの先行行為に基づいて条理上生じる法的義務としての作為義務であるとしても、原告らのいう自立支援義務の内容は、不明確で一義性を欠くとの指摘を免れないから、法的義務としての作為義務であると認めることはできない。

以上によれば、被告が原告らに対し自立支援義務を負っているものとはいえない。

(4) 争点(6) (原告らの諸求権が消滅時効により消滅したか) について

ア 国籍調査義務違反により永住帰国が遅延したことを理由とする国家賠償請求権について

(ア)消滅時効の起算点について

a 損害の認識について

被告の国籍調査義務違反により、永住帰国が遅延したと認められる 17 名の原告は、遅くとも永住帰国時には既に、日本語及び日本の風俗や習慣等を習得できず、又はこれらを忘却したという状態に置かれており、損害は発生しているし、永住帰国した時点で自らが日本語及び日本の風俗や習慣等を習得できず、又はこれらを忘却した状態に置かれたということ自体は知っていたので、損害の認識に欠けるところはない。

よって、前記原告 17 名は、遅くとも、それぞれ永住帰国したときまでには、被告の国籍調査義務違反により生じた損害を知っていたものといえる。

b 加害者の認識について

前記原告 17 名は、永住帰国時までには、被告から要求された、訪日調査への参加や、身元保証人又は身元引受人の依頼などを行っていることから、遅くとも、それぞれ永住帰国したときまでには、入管法上外国人として扱ったのが被告であること、すなわち、加害者が被告であることを知っていた。

c とすれば、被告の国籍調査義務違反により永住帰国が遅延したことを理由とする国家賠償請求権の消滅時効の起算日は、遅くとも、前記原告 17 名がそれぞれ永住帰国した日となる。

(イ) 被告による消滅時効の援用は信義則に反し、又は権利の濫用に当たるか

原告は、被告による消滅時効の援用は信義則に反し、権利の濫用に当たる旨主張するが、法が、当然に、不法行為者が消滅時効を援用することを予定している以上、特段の事情がない限り、たやすく不法行為者が消滅時効を援用することについて信義則に反し、又は権利の濫用に当たるとすることはできないところ、本件では、そのような特段の事情は認められないので、被告による消滅時効の援用が信義則に反し、又は権利の濫用に当たって許されないものとはいえない。

(ウ) 結論

そして、前記原告 17 名いずれについても、永住帰国日から 3 年が経過しており被告の国籍調査義務違反により永住帰国が遅延したことを理由とする国家賠償請求権につき、消滅時効が完成している。

したがって、前記原告 17 名の、被告の国籍調査義務違反により永住帰国が遅延したことを理由とする国家賠償請求権は、被告による消滅時効の援用により、消滅した。

イ 国籍調査義務違反により入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱われた

ことを理由とする国家賠償請求権について

入管法及び外国人登録法上違法に外国人として取り扱われた原告41名のうち、身元保証人や身元引受人を求められるなど身元の判明を要求され、入管法上外国人として取り扱われた者については、遅くとも永住帰国時までには、これに加えて外国人登録を要求され外国人登録法上外国人として取り扱われた者については、遅くとも外国人登録の無効措置がとられるなど外国人登録から外れたときまでに、被告の国籍調査義務違反により入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱われたことを知っていたので、損害の認識があったといえる。また、前記原告41名は、遅くとも永住帰国したとき、又は外国人登録を要求された者にあつては外国人登録が外れたときまでには、入管法及び外国人登録法上外国人として扱ったのが被告であると知っていたといえる。以上より、国籍調査義務違反により入管法又は外国人登録法上外国人として取り扱われたことを理由とする国家賠償請求権の消滅時効の起算日は、前記原告41名のうち、外国人登録を要求された者については、遅くとも外国人登録が外れたとき、また、それ以外の者にあつては、遅くともそれぞれ永住帰国した日となる。

そして、前記原告41名いずれについても、永住帰国日又は外国人登録が外れた日から3年が経過しており、被告の国籍調査義務違反により入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱われたことを理由とする国家賠償請求権につき、消滅時効が完成している。

なお、被告の消滅時効の援用が信義則に反し、又は権利の濫用に当たって許されないものとはいえないことは前記のとおりである。

したがって、前記原告41名の、被告の国籍調査義務違反により入管法及び外国人登録法上外国人として取り扱われたことを理由とする国家賠償請求権は、消滅時効の援用により、消滅した。

第3 結論

以上より、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとする。